

陳情第7号	受理年月日	令和3年3月4日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	精神障害者保健福祉手帳の不正取得者への厳格な対応について	
要旨	<p>精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のために、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人に対して交付されるものである。この手帳は区役所保健福祉課で医師の診断書等を添付して申請して、北九州市精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療要否判定会議で認定されれば、交付される。</p> <p>精神障害を持っている人はこの手帳で精神障害を証明でき、地域によって違いはあるが、所得税や住民税などの税金の障害者控除、保育料の軽減などの福祉サービス、公共住宅への優遇措置、公共施設などの利用料の減免などの各種行政サービスの支援のほか、民間事業者による入場料金の割引制度など、自立して生活し、社会参加するための様々な支援を受けることができる。</p> <p>精神障害を持っている人への理解がなかなか進まない中、心のバリアフリーをより一層進めていくためにも手帳は必要な制度である。</p> <p>ただ、手帳を持っている人へのサービスには多くの税金が投じられているため、制度の運用は不正がないよう厳格になされるべきである。</p> <p>しかし、弊社の社員で手帳を不正に取得しているのではないかと疑わざるを得ないケースがある。買い物や余暇、周りの人との付き合いなど、はた目には、障害のない人と何ら変わりがなく、手帳の交付要件には当たらないのではないかとと思われる。</p> <p>市に確認したところ、精神障害の状態でないことが著しく疑われる場合は、市が指定する医師の診察を受けるように指導するなど法律に即して適正に対処すると言われた。このため、当該事例についても法律に基づき厳正に対処していただきたい。</p> <p>また、この社員は、うつ病で5年近く労災認定を受けている。日常生活に支障がある状態には思われないため、弊社による調査結果の一部を、</p>	

(続 く)

北九州市の労働基準監督署に提出しているが、今のところ、これに対する反応はない。

手帳の取得や労災保険の認定が不正によるものであれば、精神障害者に対する各種支援制度への信頼が崩れる。不正を行うのはほんの一部の人とは思いますが、不正が発覚することで、不正をしていない人も不正をしているように見られ、本当に各種支援制度の利用が必要な人が制度の申請をためらうなどの深刻な事態を招きかねない。

については、精神障害者保健福祉手帳の交付の信頼性を確保するため、次のとおり対処していただきたい。

#### 記

- 1 不正な手段による精神障害者保健福祉手帳の取得が行われないう、市民及び精神科医療機関に対し、手帳制度の周知啓発を徹底すること。
- 2 手帳の交付を受けた人やその主治医に対し、精神障害の状態がなくなったときは、速やかに手帳を返還するよう周知啓発を徹底すること。
- 3 精神障害の状態でないことが著しく疑われる者や、不正な手段による手帳の取得が疑われる者については、精神保健福祉法に基づき、市が指定する医師の診察を速やかに受けさせること。